

【国の基準による訪問型サービス】 つくばみらい市訪問型サービス（後自）サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
A 2	1111 訪問型後自サービス 1 1	(1) 事業対象者・要支援 1・2 (週1回程度)	1,176単位	1,176 1月につき	
A 2	2111 訪問型後自サービス 1 1 日割	日割	39単位	39 1日につき	
A 2	1211 訪問型後自サービス 1 2	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (2) 事業対象者・要支援 1・2 (週2回程度)	2,349単位	2,349 1月につき	
A 2	2211 訪問型後自サービス 1 2 日割	日割	77単位	77 1日につき	
A 2	1321 訪問型後自サービス 1 3	(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3,727単位	3,727 1月につき	
A 2	2321 訪問型後自サービス 1 3 日割	日割	123単位	123 1日につき	
A 2	2411 訪問型後自サービス 2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 <small>※週1回程度：4回/月まで(4回/月を超える場合は「1111(1,176単位)を使用」) ※週2回程度：8回/月まで(8回/月を超える場合は「1211(2,349単位)を使用」) ※週2回を超える程度：12回/月まで(12回/月を超える場合は「1321(3,727単位)を使用」)</small>	287単位	287 1回につき	
A 2	C211 訪問型後自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 事業対象者・要支援 1・2 (週1回程度)	12単位減算	-12 1月につき
A 2	C220 訪問型後自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割		日割	1単位減算	-1 1日につき
A 2	C212 訪問型後自高齢者虐待防止未実施減算 1 2		(2) 事業対象者・要支援 1・2 (週2回程度)	23単位減算	-23 1月につき
A 2	C213 訪問型後自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割		日割	1単位減算	-1 1日につき
A 2	C214 訪問型後自高齢者虐待防止未実施減算 1 3		(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	37単位減算	-37 1月につき
A 2	C215 訪問型後自高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割		日割	1単位減算	-1 1日につき
A 2	C216 訪問型後自高齢者虐待防止未実施減算 2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3 1回につき	
A 2	6001 訪問型後自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20名以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		
A 2	6002 訪問型後自サービス同一建物減算 2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	1月につき	
A 2	6003 訪問型後自サービス同一建物減算 3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算		
A 2	8000 訪問型後自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき	
A 2	8001 訪問型後自サービス特別地域加算 日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき	
A 2	8002 訪問型後自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算	1回につき	
A 2	8100 訪問型後自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき	
A 2	8101 訪問型後自サービス小規模事業所加算 日割		所定単位数の 10% 加算	1日につき	
A 2	8102 訪問型後自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算	1回につき	
A 2	8110 訪問型後自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A 2	8111 訪問型後自サービス中山間地域等加算 日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A 2	8112 訪問型後自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算	1回につき	
A 2	4001 訪問型後自サービス初回加算	初回加算	200単位加算	200	
A 2	4003 訪問型後自サービス生活機能向上連携加算 I	リ 生活機能向上連携加算 (1) 生活機能向上連携加算 (I)	100単位加算	100 1月につき	
A 2	4002 訪問型後自サービス生活機能向上連携加算 II	(2) 生活機能向上連携加算 (II)	200単位加算	200	
A 2	6102 訪問型後自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50 1回につき	
A 2	6269 訪問型後自サービス処遇改善加算 I	ヌ 介護職員等処遇改善加算 (1) 介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数の245/1000 加算	1月につき	
A 2	6270 訪問型後自サービス処遇改善加算 II	(2) 介護職員等処遇改善加算 (II)	所定単位数の224/1000 加算		
A 2	6271 訪問型後自サービス処遇改善加算 III	(3) 介護職員等処遇改善加算 (III)	所定単位数の182/1000 加算		
A 2	6380 訪問型後自サービス処遇改善加算 IV	(4) 介護職員等処遇改善加算 (IV)	所定単位数の145/1000 加算		
A 2	6381 訪問型後自サービス処遇改善加算 V 1	(5) 介護職員等処遇改善加算 (V)	(一) 介護職員等処遇改善加算 (V) (1)	所定単位数の221/1000 加算	
A 2	6382 訪問型後自サービス処遇改善加算 V 2	(6) 介護職員等処遇改善加算 (V) (2)	(二) 介護職員等処遇改善加算 (V) (2)	所定単位数の208/1000 加算	
A 2	6383 訪問型後自サービス処遇改善加算 V 3	(7) 介護職員等処遇改善加算 (V) (3)	(三) 介護職員等処遇改善加算 (V) (3)	所定単位数の200/1000 加算	
A 2	6384 訪問型後自サービス処遇改善加算 V 4	(8) 介護職員等処遇改善加算 (V) (4)	(四) 介護職員等処遇改善加算 (V) (4)	所定単位数の187/1000 加算	
A 2	6385 訪問型後自サービス処遇改善加算 V 5	(9) 介護職員等処遇改善加算 (V) (5)	(五) 介護職員等処遇改善加算 (V) (5)	所定単位数の184/1000 加算	
A 2	6386 訪問型後自サービス処遇改善加算 V 6	(10) 介護職員等処遇改善加算 (V) (6)	(六) 介護職員等処遇改善加算 (V) (6)	所定単位数の163/1000 加算	
A 2	6387 訪問型後自サービス処遇改善加算 V 7	(11) 介護職員等処遇改善加算 (V) (7)	(七) 介護職員等処遇改善加算 (V) (7)	所定単位数の163/1000 加算	
A 2	6388 訪問型後自サービス処遇改善加算 V 8	(12) 介護職員等処遇改善加算 (V) (8)	(八) 介護職員等処遇改善加算 (V) (8)	所定単位数の158/1000 加算	
A 2	6389 訪問型後自サービス処遇改善加算 V 9	(13) 介護職員等処遇改善加算 (V) (9)	(九) 介護職員等処遇改善加算 (V) (9)	所定単位数の142/1000 加算	
A 2	6390 訪問型後自サービス処遇改善加算 V 1 0	(14) 介護職員等処遇改善加算 (V) (10)	(十) 介護職員等処遇改善加算 (V) (10)	所定単位数の139/1000 加算	
A 2	6391 訪問型後自サービス処遇改善加算 V 1 1	(15) 介護職員等処遇改善加算 (V) (11)	(十一) 介護職員等処遇改善加算 (V) (11)	所定単位数の121/1000 加算	
A 2	6392 訪問型後自サービス処遇改善加算 V 1 2	(16) 介護職員等処遇改善加算 (V) (12)	(十二) 介護職員等処遇改善加算 (V) (12)	所定単位数の118/1000 加算	
A 2	6393 訪問型後自サービス処遇改善加算 V 1 3	(17) 介護職員等処遇改善加算 (V) (13)	(十三) 介護職員等処遇改善加算 (V) (13)	所定単位数の100/1000 加算	
A 2	6394 訪問型後自サービス処遇改善加算 V 1 4	(18) 介護職員等処遇改善加算 (V) (14)	(十四) 介護職員等処遇改善加算 (V) (14)	所定単位数の 76/1000 加算	
A 2	6278 訪問型後自サービス特定処遇改善加算 I	ル 介護職員等特定処遇改善加算 (1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数の 63/1000 加算		
A 2	6279 訪問型後自サービス特定処遇改善加算 II	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	所定単位数の 42/1000 加算		
A 2	6281 訪問型後自サービスベースアップ等支援加算	ロ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算		

・ ・ ・ 変更
 ・ ・ ・ 新設
 ・ ・ ・ 廃止